

岩手県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（これを準用し、又はこの例によることとされている場合を含む。）の規定により、不在者投票ができる病院等を次のとおり指定した。

平成20年10月28日

岩手県選挙管理委員会  
委員長 野村 弘

種別	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	社会福祉法人松園福祉会特別養護老人ホーム 花巻あすかの杜	花巻市天下田100番地1	平成20年10月21日
	社会福祉法人松園福祉会花巻あすかの杜 指定 短期入所生活介護事業所	〃	〃